

みやざき

《今月の主な記事》

日本年金機構 からのお知らせ……………2	第2回 新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました…6
被保険者資格取得届・資格喪失届の提出をお願いします……………2	社会保険クイズ 当選者発表……………6
令和2年12月25日より年金手続きの押印を原則廃止しました……………3	令和3年度 宮崎県社会保険協会年間事業(各種講習会等)予定のご案内…7
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ……………4	一般財団法人 宮崎県社会保険協会/協会けんぽ 宮崎支部/日本年金機構 からのお知らせ……………8・9
退職後の健康保険加入について(ご案内)……………4	インフォメーション……………10
令和3年度の宮崎支部の保険料率が決まりました……………5	年金相談の日程等……………10
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ……………6	
宮崎県社会保険協会主催の各種研修会・講習会等のご案内について……………6	



今月の表紙

飢肥城 大手門 (日南市)

飢肥は、天正16年(1588)から明治初期までの280年間飢肥藩・伊東氏5万1千石の城下町として栄えたところです。武家屋敷を象徴する門構え、風情ある石垣が残る町並みは、昭和52年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

昭和53年に復元された大手門を中心に、松尾の丸や藩校振徳堂、伊東家の歴史を綴る貴重な資料が展示されている飢肥城歴史資料館があります。また、商人町通りには樽を店頭にした商家や、格子に壁燈籠、番傘を飾った商家が軒を連ね、町を流れる堀割の清流など、江戸時代を彷彿とさせる町並みが楽しめます。



被保険者資格取得届・資格喪失届の提出をお願いします

例年3月・4月は人事異動の多い時期です。新たに従業員を採用したとき、また退職者などがあったときは、それぞれ資格取得届・資格喪失届の提出を確実にお願いします。

資格の取得

●資格取得日は使用関係が発生した日など

被用者の資格は、入社日等適用事業所に使用されるようになった日、個人事業所から法人になり適用事業所になった日、日々雇い入れられる人から常用になり(※)適用除外に該当しなくなった日など、事実上使用関係が発生した日に取得します。

使用関係の発生とは

「使用されるようになった日」とは事実上の使用関係に入った日という意味で、報酬が発生する日を指します。たとえば、勤務発令が4月1日、勤務開始が4月10日の場合、給料の支払い方法により次のように異なります。

- ① 1ヶ月分の給料が支払われる場合 → 資格取得日は4月1日
- ② 4月の給料が日割計算で支払われる場合 → 資格取得日は4月10日

資格の喪失

●被保険者の資格は退職日の翌日などに喪失

健康保険・厚生年金保険の被保険者の資格は、次の①～⑤に該当する日の翌日(⑥と⑦については当日)に喪失します。

- ① 適用事業所の業務に使用されなくなった日(退職日等)
- ② 死亡した日
- ③ 雇用形態が変わり、(※)適用除外になった日
- ④ 事業所が廃止になった日
- ⑤ 任意適用事業所が任意適用取消を認可された日
- ⑥ 厚生年金保険については70歳に達した日(誕生日の前日)
- ⑦ 健康保険については後期高齢者医療の被保険者となった日(75歳の誕生日等)

(※適用除外とは…被保険者の条件を満たさなくなった日)



届出

資格取得届・資格喪失届とも事業主はそれぞれ資格取得日・資格喪失日から5日以内に提出します。

- ・届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
- ・届の提出は電子申請が便利です。

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、管轄の年金事務所へお返しください。

令和2年12月25日より年金手続きの押印を原則廃止しました

1. 令和2年12月25日より、年金手続の申請・届出様式の押印を原則廃止しました。(金融機関へのお届け印、実印による手続きが必要なもの等(※)については、引き続き押印が必要となります。)
2. 令和2年12月25日以降も、押印欄のある旧様式はご使用いただけます。旧様式により提出される場合も押印は必要ありません。

●省略できる印の種類

印の種類	印を求めている帳票例	対応
本人の認印・事業主印	年金請求書、資格取得届等	押印欄廃止
社会保険労務士の提出代行者印	年金請求書、資格取得届等	押印欄廃止
金融機関領収印	納入告知書等	押印欄廃止
金融機関証明印(確認印)	年金請求書、 口座振替納付申出書等	押印欄廃止
医師又は歯科医師の印	診断書	押印欄廃止
第三者の証明印	年金請求書等	押印欄廃止 <u>(ただし、電話番号欄を追加)</u>
委任者・受領代理人の印	委任状、委任欄	押印欄廃止 ※年金分割の合意書請求用の委任状は、引き続き押印(実印)+印鑑登録証明書を求める(公正証書と同様の取扱い)
訂正印	各種届書	訂正印は求めない(ただし、年金分割の合意書請求用の委任状については、これまでどおり訂正印が必要)

(※)引き続き押印が必要な届書は次のとおりです。

- ・国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
- ・国民年金保険料口座振替辞退申出書
- ・委任状(年金分割の合意書請求用)
- ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ・健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付(変更)申出書
- ・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付(変更)申出書
- ・健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付(変更)申出書(ゆうちょ銀行用)
- ・健康保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退(取消)通知書
- ・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退(取消)通知書
- ・健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退(取消)通知書(ゆうちょ銀行用)
- ・所得状況届(市区町村印が必要)

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

退職後の健康保険加入について(ご案内)

退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険への加入手続きをしてください。

※健康保険組合・共済組合に加入している方の任意継続については、ご加入の各組合にお問い合わせください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること。 ● 退職日の翌日から20日以内に手続きすること。(郵送の場合は必着) 	<ul style="list-style-type: none"> ● お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ● ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。 ※保険料には上限があります。 ● 保険料率に変更される場合等を除き、原則2年間変わりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。 ※倒産・解雇・雇止めなどにより離職された場合は、保険料が軽減される場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者の保険料負担はありません。

ご注意ください

任意継続加入期間中(2年間)は、国民健康保険への加入や扶養家族になるといった理由では、途中でやめることができません。

添付書類(任意継続)

- ・ご家族を被扶養者として手続きされる場合は、被扶養者の収入の有無にかかわらず、**収入が確認できる「所得証明書、年金振込通知書・改定通知書(コピー)、直近3カ月分の給与明細書(コピー)等」**の添付が必要です。ただし、16歳未満の方は必要ありません。
- ・任意継続の資格と同時に**新たに被扶養者**となる場合は続柄を証明する書類等が必要です。

☎「任意継続保険」に関するよくあるお問い合わせ



保険証が届くまでどのくらいかかるの？

通常は2～3週間です。ただし、任意継続資格取得申出書に「退職日が確認できる書類」を添付していただくと、1週間～10日前後でお届けが可能となります。保険証の発行をお急ぎの場合は、下記の書類をいずれか1点添付いただくか、申請書に事業主証明を受けてください。
※「健康保険被保険者資格喪失等連絡票(写)」「健康保険被保険者喪失届(写)」「離職票(写)」など



保険証が届く前に病院に行く場合はどうすればいいの？

病院等の窓口では、原則「全額(10割)」をお支払いいただきます。保険証が届いた後に払い戻しのお手続きができますので、領収証および診療明細書の保管をお願いします。
※協会けんぽで払い戻しを受ける場合、上記2点に加えて「療養費支給申請書(立替払等)」の提出が必要となります。



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

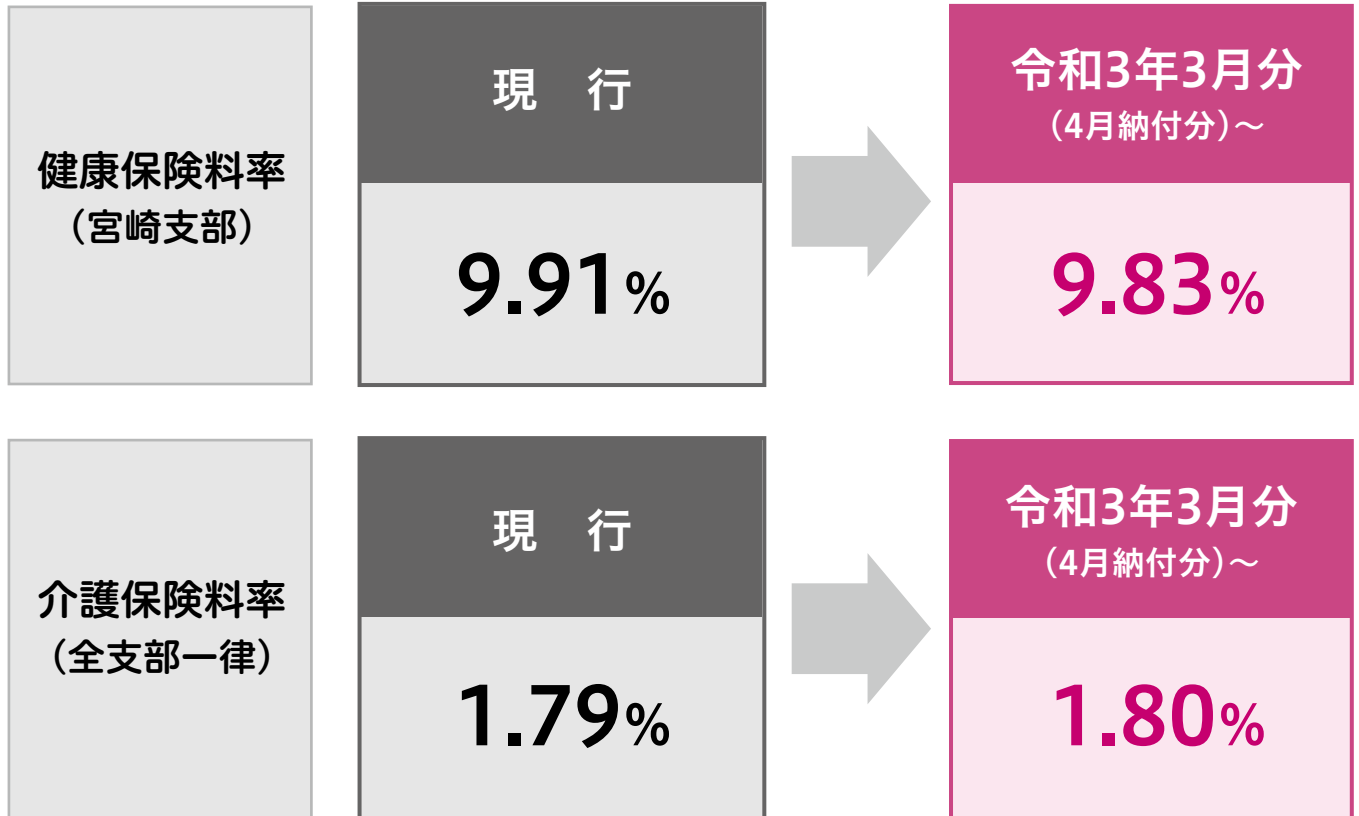
協会けんぽ 宮崎

検索

令和3年度の宮崎支部の保険料率が決まりました

宮崎支部の健康保険料率は変更となります。

介護保険料率も変更となります。皆様のご理解をお願い申し上げます。



※40～64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料に介護保険料が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分(4月納付分)からとなります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※協会けんぽの健康保険料率の全国平均は10.0%です。

基本保険料率・ 特定保険料率とは

健康保険料率(9.83%)のうち6.30%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.53%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

★宮崎県社会保険協会主催の各種研修会・講習会等のご案内について

宮崎県社会保険協会では、右記(7頁)のとおり、令和3年度も各種研修会・講習会を実施する予定でございます。ご案内につきましては、開催日の1.2カ月前に、広報誌「社会保険みやざき」及び案内文書並びにホームページ等でご案内いたします。

各種研修会・講習会等(社会保険制度講習会は別途ご案内)は、主に事務担当者が対象となりますが、社会保険に関心のある方や、講義を聞いてみたい方等もご参加できますので、お気軽にお申しください。また、過去に参加された方はもちろんのこと、この各種研修会・講習会は何度でも参加できますと併に、複数人の方の参加も可能です。

宮崎県社会保険協会では、その他にも色々な事業を実施しております。この広報誌「社会保険みやざき」を通して、皆様により良い情報等を提供して参りますので、これからも宜しく願います。

参加費につきましては当協会の会費を納入いただいた事業所様は無料です。

第2回 新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました!

昨年12月に宮崎・延岡・都城・高鍋地区の4会場で、当協会主催の新任社会保険事務担当者研修会を開催いたしましたところご多忙の中、ご参加いただきましてありがとうございました。

令和3年度も事業所の皆様方のお役に立てる研修会等を、引き続き開催してまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



社会保険クイズ

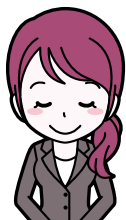
当選者発表

正解は『ケンシン』でした。

令和3年1月号の社会保険お年玉クイズに多数の応募をいただきましてありがとうございました。皆様のご意見・ご要望を参考に、これからも役立つ紙面づくりに務めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ご当選されました皆様(敬称略)

【宮崎市】	赤木 幸子
	斉藤 理沙
【延岡市】	江川 幸代
【日向市】	甲斐 裕子
	永友 裕子
	野口 綾子
【西臼杵郡】	田部 由美
	戸高 富子
【都城市】	米沢 美佐子
【児湯郡】	河野 ルミ



令和3年度 社会保険協会費 納入のお願い

社会保険協会の運営につきましては、平素から格段のご理解を賜り心からお礼申し上げます。

令和3年度の協会費につきましては、4月上旬に別途ご案内させていただきます。ご理解・ご協力を宜しく願います。

令和3年度 宮崎県社会保険協会年間事業(各種講習会等) 予定のご案内

1. 第1回新任事務担当者研修会

地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	160	令和3年 5月	宮崎市民文化ホール(イベントホール)
日南市	40	令和3年 5月	南郷ハートフルセンター(2階視聴覚室)
延岡市	50	令和3年 5月	延岡市社会教育センター(2階研修室5)
日向市	40	令和3年 5月	日向市文化交流センター(3階会議室)
都城市	50	令和3年 5月	まちなか交流センター(多目的室)
小林市	40	令和3年 5月	小林市文化会館(2階会議室)
高鍋町	40	令和3年 5月	高鍋町中央公民館(1階作業室)

2. 労働保険に関する事務講習会

地区名	定員	開催予定日	会場名
宮崎市	80	令和3年 6月	宮崎市民文化ホール(イベントホール)

3. 社会保険制度の講習会 (協会費を納入いただいた事業所様が対象です)

管轄	地区	開催予定月	会場名
宮崎	宮崎市	令和3年 9月	宮崎市民文化ホール(大ホール)
	日南市	令和3年 9月	南郷ハートフルセンター(小ホール)
延岡	延岡市	令和3年 9月	延岡総合文化センター(大ホール)
	日向市	令和3年 9月	日向市中央公民館(ホール)
	高千穂町	令和3年 9月	高千穂町自然休養村管理センター(研修室1.2)
都城	都城市	令和3年 9月	都城市総合文化ホール(中ホール)
	小林市	令和3年 9月	小林市文化会館(小ホール)
高鍋	高鍋町	令和3年 9月	高鍋町中央公民館(大ホール)

4. 年末調整に関する事務講習会

地区名	定員	開催予定日	会場名
宮崎市	80	令和3年 11月	宮崎市民文化ホール(イベントホール)
延岡市	40	令和3年 11月	延岡市社会教育センター(2階研修室5)
都城市	40	令和3年 11月	都城市ウェルネス交流プラザ(茶霧茶霧ギャラリー)

5. 第2回新任社会保険事務担当者研修会

地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	60	令和3年 12月	宮崎市民文化ホール(イベントホール)
延岡市	50	令和3年 12月	延岡市社会教育センター(2階研修室5)
都城市	50	令和3年 12月	都城市ウェルネス交流プラザ(茶霧茶霧ギャラリー)
高鍋町	30	令和3年 12月	高鍋町中央公民館(1階作業室)

6. 年金シニアライフセミナー

地区	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	80	令和4年 2月	J A AZMホール(別館302号)
延岡市	50	令和4年 2月	延岡市社会教育センター(2階研修室5)
都城市	50	令和4年 2月	都城市総合文化ホール(会議室1)

社会保険協会の主な事業

事業	内容
社会保険制度の広報宣伝	広報誌 社会保険みやざきの印刷・発行
社会保険制度の趣旨・普及等	社会保険制度の講習会 年金シニアライフセミナー 新任社会保険事務担当者研修会 労働保険に関する事務講習会 年末調整に関する事務講習会
健康づくり事業	保健師・健康運動指導士等による健康づくり講習会 保健師巡回健康相談 健康啓発ビデオ(DVD)の貸出し
福利厚生事業	宿泊施設優待券の発行 家庭常備薬等の斡旋

協会けんぽ 宮崎支部

全国健康保険協会

- ▶健康保険の給付・保険証発行に関すること
- ▶任意継続に関すること
- ▶生活習慣病予防健診・特定健診の申込受付
- ▶保健指導など健康づくり事業
- ▶レセプトに関すること



協会けんぽの主な届書

★届出・申請書の提出は下記の郵送先に送付をお願いします。

給付に関すること	届書・申請書名
保険証を提示できなかったときなど	療養費支給申請書(立替払等)
治療用装具を作成したとき	療養費支給申請書(治療用装具)
自己負担額が高額になったとき	高額療養費支給申請書
入院した時などの窓口支払額を軽減したいとき(被保険者が課税の場合)	限度額適用認定申請書
入院した時などの窓口支払額を軽減したいとき(被保険者が非課税の場合)	限度額適用・標準負担額減額認定申請書
被保険者が療養のため仕事を休み、給料を受けられないとき	傷病手当金支給申請書
被保険者が出産のため仕事を休み、給料を受けられないとき	出産手当金支給申請書
出産したとき(直接支払制度を利用したとき)	出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書
出産したとき(直接支払制度を利用しなかったとき)	出産育児一時金支給申請書
被保険者(被扶養者)が死亡したとき	埋葬料(費)支給申請書
負傷(けが)がももて、各種給付申請をするとき	負傷原因届
交通事故や第三者の行為により負傷(けが)をしたとき	第三者行為による傷病届

健康保険証などの再交付に関すること	届書・申請書名
保険証を紛失したとき	被保険者証再交付申請書
高齢受給者証を紛失したとき	高齢受給者証再交付申請書

任意継続保険に関すること	届書・申請書名
任意継続保険に加入するとき	任意継続被保険者資格取得申出書
任意継続保険の資格を喪失するとき	任意継続被保険者資格喪失申出書

貸付に関すること	届書・申請書名
高額療養費支給までの間、医療費支払いの費用が必要なとき	高額医療費貸付金貸付申込書

健診に関すること	届書・申請書名
特定健診の受診券の(再)交付を受けたいとき	特定健康診査受診券申請書

届出・申請書
の 郵 送 先

〒880-8546
宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階 全国健康保険協会宮崎支部



*協会けんぽホームページから関係届書・申請書の印刷ができます。検索は

協会けんぽ 宮崎 検索

日本年金機構

- ▶健康保険・厚生年金保険の適用・徴収
- ▶公的年金(厚生年金・国民年金)の記録管理・相談・裁定・給付



日本年金機構の主な届書

★届出・申請書の提出は下記の郵送先に送付をお願いします。

被保険者資格、被扶養者に関する届書・申請書名	届書・申請書名
従業員を採用したとき	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
従業員が退職・死亡したとき	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
従業員の家族を被扶養者とするとき、被扶養者に異動があったとき	健康保険被扶養者(異動)届 (国民年金第3号被保険者関係届)
被保険者に関する届書・申請書名	届書・申請書名
従業員及び被扶養配偶者の住所に変更があったとき ※1	健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届 (国民年金第3号被保険者住所変更届)
従業員の氏名に変更があったとき ※1	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届
従業員の生年月日訂正が必要なとき	健康保険・厚生年金保険被保険者生年月日訂正届
報酬月額、賞与、育児休業等に関する届書・申請書名	届書・申請書名
定時決定のため、4月～6月の報酬月額の届出を行うとき (年金機構より送付・必ず提出)	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表
報酬額に大幅な変動があり、随時改定に該当するとき	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
賞与を支給したとき(賞与支払予定月の前月に、用紙を年金機構より送付・支払がないときは総括表のみ提出)	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表
産前産後休業を取得し、保険料の免除を受けるとき	健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書
育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるとき	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書
その他	届書・申請書名
保険証の添付を必要とする届書提出時に、 保険証の添付ができないとき	健康保険被保険者証回収不能・滅失届
年金手帳の再交付を受けるとき	年金手帳再交付申請書
健康保険資格取得後、保険証が、届く前に早急に病院などで 診療を受けるとき	健康保険被保険者資格証明書交付申請書
国民健康保険等に加入するため、健康保険の資格喪失証明 等が必要なとき	健康保険・厚生年金保険資格取得・資格喪失等確認申請書

※1 マイナンバーと基礎年金番号が紐付けされている方は、原則、提出不要です。

届出・申請書の郵送先

〒812-8579
福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル
日本年金機構 福岡広域事務センター



社会保険の手続きは電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです。

【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】

0570-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

<受付時間> 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

3・4月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
3月・4月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
3月の休日受付	13日(土)	午前9:30～午後4:00
4月の休日受付	10日(土)	午前9:30～午後4:00

3・4月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会場	3月	4月
串間市役所 会議室	4日(木)	1日(木)
えびの市役所 会議室	11日(木)	8日(木)
西都市役所 市民課年金係	18日(木)	15日(木)
高千穂町役場 町民相談室	18日(木)	15日(木)
小林市役所 1階相談室	18日(木)	15日(木)
日南市役所 別館2階会議室	25日(木)	22日(木)
日向市中央公民館	25日(木)	22日(木)

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日は午後7時まで受付時間を延長しています。)
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は

予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌以降の開所日初日に18時まで予約相談を実施しています。



協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のとこまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のとこまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のとこまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)